



1月9日、夢ホールで「令和4年新温泉町成人式」を開催。
成人を迎えた132人（出席者108人）の門出を祝福しました。

2月号の主な内容

- 令和4年新温泉町成人式 2ページ
- 町民税・県民税申告書の手引き 15ページ
- くらしの情報 22ページ
- すけっちしんおんせん 32ページ

2

新温泉町広報

—令和4年2月号—

vol. **197**

令和4年新温泉町成人式



成人のことば



左から 田村萌絵、下雅意朱子、山本涼音、村尾大地、高橋凌紀、山本琉楽（上）、田中芯（下）、小谷昂史、大田悠也（実行委員長） ※敬称略

1月9日、新成人108人や、来賓、保護者などが参加し、夢ホールで「令和4年新温泉町成人式」を行いました。

式典では、新成人を代表して、小谷昂史さんと山本涼音さんが「これからの長い人生、楽しいことだけでなく様々な困難や問題に立ち向かい、乗り越えていかなければなりません。一人の社会人として自覚と責任を持ち、新温泉町の温もりを思い出しながら、ひたむきに努力し続けようと思います」と成人のことばを述べました。

また、新成人の門出を祝う「宇都野神社麒麟獅子舞」の披露や20年の歩みを振り返るスライドショー、ふれあい交流会（抽選会）、小中学校時の恩師からのビデオレターの上映などが行われました。

▼問合せ 生涯教育課 TEL 82-5629

成人式実行委員会

メンバーのご紹介

メンバーの9人は、成人式を新成人の手で作りに上げるため、10月に実行委員会を結成し、意見を出し合いながら準備を進めてきました。

当日は、司会進行を務めるなど、成人式を盛り上げてくれました。



村尾大地さん(飯野)

人には優しく、器はでかく、人から愛される人間になりたいです。

お世話になった方へ感謝を忘れず、出会いを大切に、どんな時も笑顔で、全力で、食らいついていきたいと思えます。

田中芯さん(諸寄)

成人としての自覚と責任を持って、行動できるよう心がけていく。

また、親をはじめ、お世話になったすべての方々に感謝し、少しでも恩返しできるように頑張ります。

中井優香さん(大阪)

成人を迎えるまでの日々を乗り越え、この日を元気に迎えられることを嬉しく思います。

今はまだ学生として学業に励む日々ですが、ここで多くの知識を吸収し、社会に貢献できる大人になりたいです。

小谷穂乃佳さん(広島県)

無事成人を迎えることができ、とても幸せです。今まで私を支えてくださった家族や先生方、多くの方々に感謝しています。

将来この地に戻り、自分らしい恩返しができるよう日々精進し、立派な大人になりたいと思えます。

中井悠貴さん(丹土)

成人式を迎えることができたことを嬉しく思います。

20年間支えてくださった両親、周りの方々への感謝の気持ちを忘れず、恩返しができるように、これからの人生、何事にも挑戦し続け、成長できるように頑張っていきたいと思えます。

田中雄大さん(鹿児島県)

責任感も持ち、目標に向かって考えて行動する人になる。目の前のことだけでなく視野を広く持ち、周りの人達のことまで考えて行動する。

今まで自分が成長することができたのは支えてくださった方々のおかげだから、感謝の気持ちを忘れないようにする。

高橋凌紀さん(用土)

無事に成人式を迎えられて嬉しいです。ここまで育ててくれたお父さん、お母さんにとっても感謝しています。

両親のような思いやりの持てる大人になりたいです。

小谷昂史さん(富山県)

成人の自覚と責任を持ち、自分にプラスになることは積極的にチャレンジしていきたいと思えます。

今まで支えてくれた両親に感謝して、恩返しができるように頑張ります。

山本涼音さん(豊岡市)

成人を迎え、これまで支えて下さった方々のように、私も誰かのために行動できる人になりたいです。

そのためにどんな困難にも挑戦し、自分の仕事に精一杯努めます。常に笑顔で頑張ります。

大田悠也さん(浜坂)

成人式を迎えると共に、大人になったことを自覚すべき時が来ました。今日まで学んだことを糧に、大人としての新たな一歩を踏み出します。

そして、自身を支えて下さった方々に感謝の心を持ち、日々精進して参ります。

山本琉楽さん(諸寄)

「人間は一人では生きていけない、周りの人と協力してこそ何かができる」

これからは今まで以上に人と人との繋がりを大切に、誰からも頼りにされる、そんな大人になりたいです。

また、僕が今まで生きてきた20年間は数えきれないほどの方々を支えられ助けてもらってきました。本当に感謝しています。

松井里桜子さん(井土)

成人を迎えるにあたり、ここまで育ててくれた家族や私に関わって下さった周囲の方々への感謝の気持ちを忘れず、これから先様々な困難に立ち向かうこともあると思いますが、社会人としての自覚と責任を持ち、多くの人に貢献できるように何事も前向きに頑張っていきたいと思います。

新成人の抱負**下雅意朱子さん(浜坂)**

無事20歳を迎えることができました。私は、現在医療学生として日々勉強に取り組んでいます。

将来は、新温泉町に貢献できるよう邁進しています。これからも、夢に向かって日々頑張っていきます。

株本岳大さん(久谷)

ここまで育ててくれた親を始め、関わって下さった方々、地域に感謝しております。

大人であるという自覚と責任を胸に、自立した人間を目指し、1歩1歩、謙虚かつ大胆に前進していこうと思えます。

宮本莉歩さん(大阪府)

20歳という節目の歳を迎えられ、今まで自分を支えてくれたすべての人達に感謝の気持ちを伝えたいです。

そして、これからは成人としての自覚を持ちながら、笑顔の絶えない毎日にしていきたいです。

高垣葉月さん(京都府)

無事に成人式を迎えられるにあたり、これまで私を見守り、支えて下さった方々に心より感謝申し上げます。これからは社会人としての自覚と責任を持ち、自分の目標に向けて日々努力し、励んでいきたいです。

中村心優さん(三田市)

昨今、コロナ禍で日常が非日常となり、改めて無事20歳という人生の大きな節目を迎えられたことのありがたさを感じています。これからも感謝の気持ちを忘れず、一日一日を明るく楽しく自分らしく生きていきます

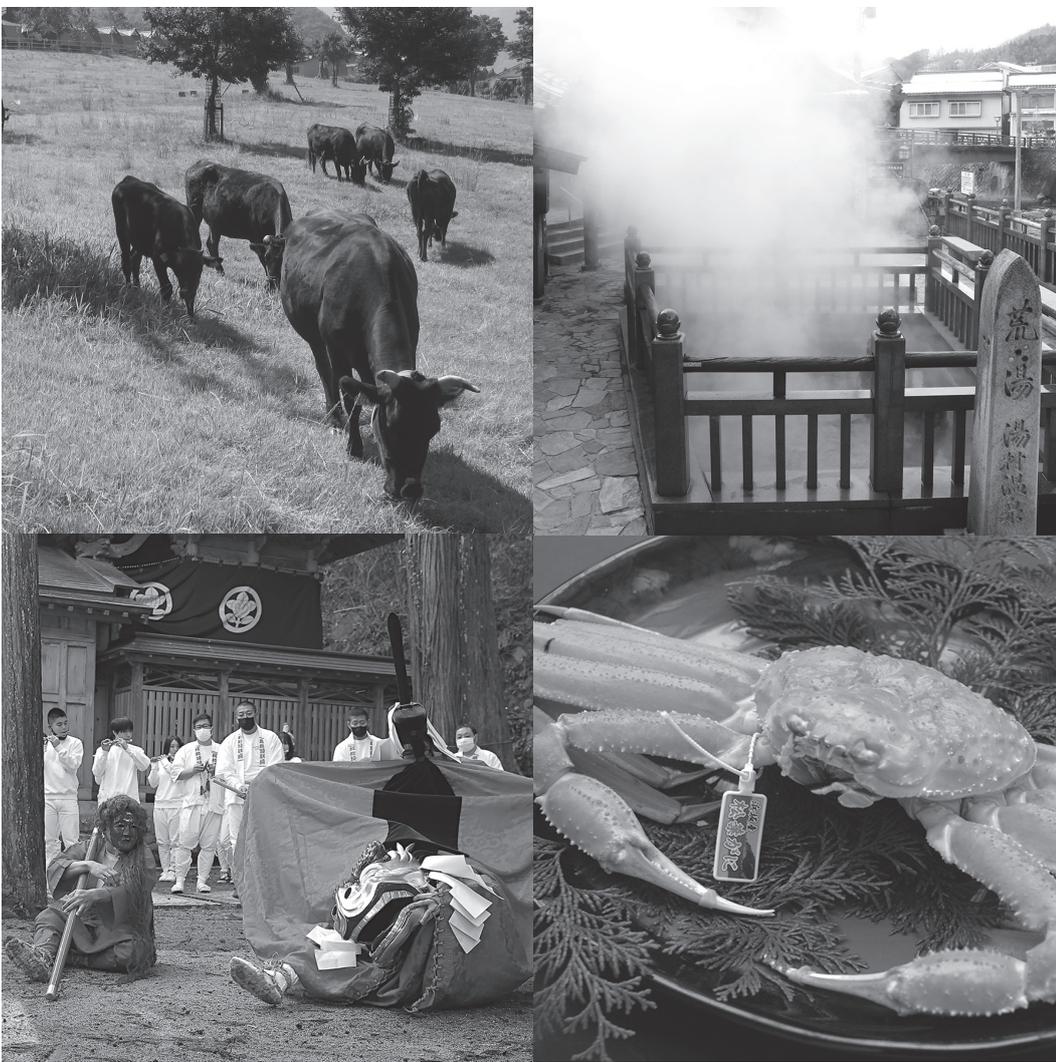
田村萌絵さん(三谷)

成人式を迎え、大人の仲間入りです。今まで以上に困難なことが待っていると思いますが、持ち前の根性で乗り越え、社会人として成長し続けます。

「第2次新温泉町総合計画（後期基本計画）」を策定しました

新温泉町では、平成28年12月に第2次新温泉町総合計画を策定し、まちの将来像である「海・山・温泉 人が輝く 夢と温もりの郷 ぐるさとの未来へ つなぐ まちづくり」の実現に向け、各政策分野の取組を進めてきました。

このたび、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする前期基本計画が終了することから、引き続き、あらゆる分野で複雑・多様化する地域課題に適切に対応しながら、総合的かつ計画的な行政運営を推進するため、令和4年度を始期とする後期基本計画を策定しました。



■総合計画とは

総合計画とは、市町村における「まちづくりの最も基本となる計画」と言えるもので、その地域における行財政運営の長期的な指針となる計画のことです。

言い換えれば、本町の特性や課題、そして時代の流れなどを的確に見極めながら、将来、新温泉町をどのようなまちにしていけるのか、また、そのためには、だれが、どのような手法で取り組んでいこうとするのか、ということを経営的・体系的に取りまとめた計画書です。

■総合計画の構成と期間

総合計画は、10年間のまちの将来像や行政運営の基本的な理念等を示した「基本構想」と5年間の具体的な施策を示した「基本計画」、3年間の具体的な事業を示す「実施計画」で構成しており、今回策定した後期基本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までとなっています。

総合計画の構成	計画期間									
	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026
基本構想	10年									
基本計画	前期5年					後期5年				
実施計画	3年			(毎年度見直し)						

■後期基本計画の策定経過

後期基本計画の策定にあたっては、住民・高校生アンケート調査やまちづくり提案募集などを行いながら、町議会や総合計画審議会、住民の皆さまからの貴重なご意見やご提案を十分に反映させ、複雑・多様化する地域課題に適切に対応できる計画づくりに努めました。

そして、昨年12月の総合計画審議会からの答申等を踏まえ、12月下旬に後期基本計画を策定しました。

後期基本計画の概要

■計画の特長

(1) 後期基本計画では、基本構想に基づき実施する具体的な施策を示すとともに、魅力あふれる地方創生を実現するための実行計画である現行の地方創生総合戦略を包含して、一体的に運用することができるものとなりました。

(2) 後期基本計画に掲げる各施策・事業を推進するにあたっては、国連サミットで採択された国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）を意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

■重点戦略

まちの将来像を実現するため、本町の最重要課題である人口減少問題を柱とした対策を「重点戦略」として定め、重点的かつ戦略的に取り組むこととし、具体的な事業は、以下の基本目標に基づき実施します。

基本目標1

まちを支える産業の振興

施策の基本的方向

- (1) 新たな事業や雇用の創出
- (2) 地域産業の育成・支援

基本目標2

まちでもてなす交流の拡大

施策の基本的方向

- (1) 観光産業の育成・支援
- (2) 新たな交流の推進

基本目標3

まちが見守る若者の未来

施策の基本的方向

- (1) 出会いから出産までの希望の実現
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 子ども教育環境の充実

基本目標4

まちでゆったり安心暮らし

施策の基本的方向

- (1) 快適な暮らしの確保
- (2) 安全・安心なまちづくりの推進
- (3) 既存ストックのマネジメント強化
- (4) 移住・定住の促進
- (5) 他地域との連携の促進

■主な新規・拡充等の取組



町内に4つある温泉を最大限に活用し、産業・観光振興や健康増進等の分野でさまざまな取組を展開



新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな観光スタイルの構築や未知のリスクに対応できる組織づくり、ワーケーション・サテライトオフィスの誘致



高速、大容量の情報通信に対応した情報通信基盤の整備や行政手続きのオンライン化の推進、デジタル技術を活用した住民サービスの向上



新しい地域コミュニティづくりの推進や高校・大学等と連携した若者の発想を生かしたまちづくりの推進



先進技術を生かしたスマート農業の取組や美方郡産但馬牛、松葉ガニなどのブランド力の向上



その他、移住定住の推進、日本遺産の活用、浜坂高等学校の魅力向上、スポーツツーリズムの推進、近隣市町との連携強化など

※もっと詳しくお読みになりたい方は、

新温泉町ホームページ <https://www.town.shinonsen.hyogo.jp/> の『行政情報>総合計画』をご覧ください。

■問合せ 企画課 企画政策係 TEL (0796) 82-5624 (直通)





番組表

ダビングサービス

リクエストサービス

ケーブルテレビジョン事業って 整備が必要なの？

ケーブルテレビジョン事業は温泉地域のテレビの再送信（NHK 総合、E テレ、毎日、ABC、関西、よみうり、サンテレビ、NHK 以外の BS をアナログ送信）、自主放送（夢ネットスタッフが制作した番組を放送）、インターネット、告知放送（行政放送や非常時の緊急放送、集落や学区などのグループ放送）、ケーブルテレビ電話（ケーブルテレビ加入者間の通話は無料）、ラジオ放送（NHK-FM、Kiss-FM、FM 山陰、NHK 第1、第2、ラジオ関西※ FM バンドで受送信）の役割を担っています。

平成 17 年 4 月の開局から、16 年以上が経過し、経年劣化により

- テレビの再送信で画像が乱れる。映像が停止する。
- 告知端末が故障して、防災情報等が聞こえない
- 伝送路（幹線の同軸ケーブルや機器等）の経年劣化による通信障害が発生などの事例が発生しており、機器更新整備が急務となっています。



また、町内にはインターネット環境が夢ネットしかない地域、民間事業者がサービス提供している地域とがあり、これからの GIGA スクールや、ワーケーションなどのデジタル化推進においては、町内全域の高速インターネット化が必要となっています。

	夢ネット ベストエフォート 8Mbps・15Mbps ※1 HFC 方式	民間 A 社 ベストエフォート 1Gbps (1,000Mbps) ※2 FTTH 方式	民間 B 社 ベストエフォート 1Gbps (1,000Mbps) FTTH 方式
①	○	○	○
②	○	○	×
③	○	×	○
④	○	×	×
⑤	×	×	○

※1 HFC方式（光/同軸ケーブル混合方式）

※2 FTTH方式（光ファイバー方式）

※テレワークやオンライン授業といった動画の視聴に必要な回線速度は画質によって異なりますが、25Mbps 程度あると快適とされています。

◎新温泉町ケーブルテレビジョン整備検討委員会の報告

本委員会では、計4回にわたり慎重に審議した結果、今後の町の役割としては、現行の町直営で永続的に事業を継続する方法よりも、民間事業者の施設を活用した、民間事業者との連携による情報通信基盤整備及び運営を選択することが現実的で望ましい方法であると考える。よって、本委員会としては、全委員の総意により本事業を「民間事業者連携」へ移行することが妥当であると判断した。



▲井上あい子委員長から西村町長に報告書が手渡されました。

なお、「民間事業者連携」への移行にあたっては、次の事項に留意した事業実施を求めるとともに、引き続き住民が快適で豊かな暮らしができる情報通信環境の維持確保に努めていただきたい。

- 1 当地域（旧温泉町エリア）における難視聴地域対策やブロードバンド環境の構築など、情報格差是正の課題に対して、将来的にも安定した情報通信基盤整備を行うとともに、民間事業者と連携したテレビ及びインターネット接続のサービスが提供できる環境を整備すること。
- 2 行政及び地域情報の発信手段として重要な役割を担っている自主放送番組の制作及び視聴等については、継続することを基本に調整すること。
 なお、民間事業者連携におけるケーブルテレビ施設の運営及び業務については、行政運営の効率化と財政負担の適正化に努めること。
- 3 民間事業者連携に伴う「音声告知放送」について、その防災情報の伝達の重要性を踏まえた施設整備を行うとともに、配信方法の変更に伴う付帯事業の変更についての住民への説明を十分に図ること。
- 4 地上波テレビ放送のサービスについては、現在の利用料から大幅な乖離が生じない費用で視聴できるよう調整を図ること。
- 5 インターネット接続サービスについては、町全体としてのブロードバンド化を図ることにより、都市部と同様のサービスが受けられるようにすること。
- 6 現ケーブルテレビジョン加入者が民間事業者連携によるサービスへ移行する際、原則、利用者への接続工事に係る負担が生じないように調整を図ること。
- 7 新温泉町ケーブルテレビジョン利用料の減免制度の対象者に対しては、民間事業者連携に伴う料金の負担軽減対策として、町による激変緩和措置など必要な制度の導入を検討すること。
- 8 民間事業者連携により、その情報通信基盤を利用することが可能となる状況において、新温泉町の特徴を活かしたICT（情報通信技術）の活用推進を図ること。
- 9 民間事業者連携への移行に際し、加入者に対して丁寧な説明を行うなど不安解消の対策に努めること。

◎今後のスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
業者選定委員会	→			
業者選定プロポーザル	→			
業者協議	→	→		
地元説明会等	→	→	→	
設備更新設計等	→	→		
設備更新工事		→	→	→

※工事期間は、実施する事業内容により異なる。

町ぐるみ健診の申込みは2月です

がん、循環器疾患、糖尿病などの「生活習慣病」は、今や健康長寿を妨げる最大の要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。「生活習慣病」の予防は、私たちの健康を守るために大変重要となっています。自覚症状のない健康なときから、1年に1回は健康診断を受け、予防・早期発見・早期治療によって重症化を予防しましょう。皆さんそろって申し込みましょう！

▼問合せ 健康福祉課 健康推進係 TEL 99-2940

令和3年度

町ぐるみ健診結果

令和3年度の町ぐるみ健診は、6月～9月にかけて13日間実施し、2478人（令和元年度より3%増）が受診されました。感染症予防に留意して実施し、安心して受診していただいております。また、みなさまにも予約日時にご協力いただき、感染症予防の上でも混雑もなく実施することができました。ありがとうございます。

受診された方の項目別異常割合をみると、ここ数年は脂質異常・血圧異常・メタボリック症候群の該当者が多い状況です。また、血糖異常・肝臓の異常も増加傾向にあります。血圧・糖尿は重症化すると人工透析に移行することもありますので注意が必要です。

がん検診等受診状況

全国的には2人に1人が「がん」に

罹り、3人に1人が「がん」で命を落としていきます。

新温泉町でも死亡の第1位は「がん」です。がんは、それぞれの特定の方法で行う検診を受け、早期発見・早期治療を徹底すれば、完全に治癒する可能性が高くなります。近年、胃がん検診の受診者が減少しています。今まで、がん検診を受けたことがない人も結果を怖がらず、まずは「がん検診」を受けましょう。毎年継続して受診することで、早期発見が可能になります。

町ぐるみ健診は、とつてもお得に受けられます。

がん検診の費用は本来、全額自費です。しかし、町ぐるみ健診で受けると、町や国からの助成があり無料～約3割の費用で受けることができます。また、身体に大きな負担なく受けることができます。

基本健診については国保・後期高齢の方は無料です。39歳以下の国保の方も令和2年度より無料になりました。

健診を受けることで、病気の予防、病気の早期発見につながり、医療費が下がるのが分かっています。受診にかかる時間は1時間半ほどですので、1年に一度ご自身の健康のために受診してみませんか。

健診結果を生かしましょう

健康診断は受けて終わりではありません。結果を見て、さらなる健康維持へとつなげたり、症状の軽いうちに医療機関にかかることで重症化を防いだりすることができます。また、精密検査や医療が必要と判定された方は、早めに医療機関にかかることがいつまでも自立した生活を送るために大切です。毎年、健康診断で身体チェックをし、食生活の改善や運動習慣を生活に取り入れましょう。令和4年度の町ぐるみ健診・婦人検診の申込書は2月に配布しますので、詳しくはそちらをご覧ください。健康管理のためにぜひ申し込みましょう。

町ぐるみ健診の流れ

①希望する健診を申し込む
2月に全戸配布する健診案内・申込書をよく読んで、申し込みましょう。申し込まない場合でも申込書は必ず提出してください。

②ご希望の健診日の2～3週間前までに受診案内が届く
受診案内に受診票が入っています。

③受診

検診案内をご覧になり、当日に会場へお越しください。混雑を避けるため、日時指定しています。都合が悪い場合は変更もできます。

④結果

約3～4週間後、自宅に郵送されます。検査結果を必ず確認してください。

がんは早期発見すれば
90%以上が治ります。

※「治る」とは診断時からの5年相対生存率です。





こちら町長室

(1月17日執筆)

◆集落の維持

新温泉町には63集落（浜坂地域30集落、温泉地域33集落）ありますが、その内、限界集落（65歳以上の高齢者の比率が50%以上の集落）は令和3年4月1日現在で、浜坂地域は3集落、温泉地域は15集落、合計18集落あります。高齢者比率45%以上の集落を加えると10集落増え、28集落となり、町内の半数近くの集落が集落維持に危機感、不安を感じるレベルにあると言えます。

この度、集落の現状を把握するために、50戸以下で高齢化率40%以上の21集落を対象に実施した小規模集落元気度調査結果がまとまり、次のような現状と要望が示されました。

〔買い物や病院に行くのに交通の便が悪い。免許証返納後の交通手段が心配。救急車が通れない道路の拡幅を。除雪が大変だ。鹿・猪の獣害がひどい。農地の維持が大変。農地の荒廃。土砂災害が心配だ。防波堤の整備を。崖の崩落対策を。独身者が多い。婚活の勧めを。終活・墓じまいを考えている。町税など安くしてほしい。人口減少、高齢化で活気がない。空き家、一人住まいが増えた。子どもがいない。若い人

の働く場所がない。子どもが帰ってこない。老後の生活が心配。高齢化で村の維持・共同作業・伝統行事などの活動ができない。村にリーダーがいない。役員のなり手がいない。集落支援助成制度の設立を。〕

村の存在は、人間の機能に例えると毛細血管のようなものと言えます。毛細血管が正常に機能するからこそ生命の維持が可能で、様々な活動ができます。地方の集落が抱える課題は新温泉町だけでなく、日本国中の地方の集落が抱える共通の課題です。国はもっともつと地方の実態を直視・自覚し、その解決策への支援拡充を図ることが求められています。

もちろん町の責任は重大で、解決策となる少子化対策、高齢化対策、働く場の構築にむけて、一歩ずつ前向きに取り組んで参ります。

新温泉町長 西村銀三

※「こちら町長室」の動画(CATV版)は、町ホームページの『町長の部屋』こちら町長室でご覧いただけます。



麒麟のまち
Kirinomachi

麒麟のまち インフォメーション INFORMATION

第19回 岩美町

第37回浦富海岸健康マラソン大会 開催!

2022年、3年ぶりとなる浦富海岸健康マラソン大会の開催が決定しました!皆様のご参加をお待ちしております!

とき 5月8日(日) 雨天決行

ところ 岩美北小学校 発着

コース 10kmの部・5kmの部・3kmの部

定員 800人(先着)

参加資格 鳥取県及び新温泉町、香美町に在住の健康な方(年齢不問)

参加申込 2月1日から、インターネットでのみ参加を受付けます。事務局への郵送または直接申し込みは受け付けませんので、ご了承ください。

申込先URL <http://runnet.jp/>

参加料 一般…2,000円 高校生以下…1,500円



▲前回大会の様子

【問合せ】岩美町教育委員会内
浦富海岸健康マラソン大会事務局
TEL: 0857-73-1302
FAX: 0857-73-1533

次回、八頭町へ!

「2月のおすすめの本」 ご案内

メディコ・ペンナ

蓮見恭子 著/ポプラ社



「あなたの人生が変わります。万年筆よろず相談」そんな看板を掲げる万年筆のお店を訪れた就活生の砂羽はバイトとして雇ってもらうことに。そこへ訪れた人々と接していくうちに砂羽自身の人生にも向き合えるようになって…。万年筆から持ち主の悩みを読み取り、解決に導く店主の観察眼が読んでいて気持ちいい、心温まる小説。

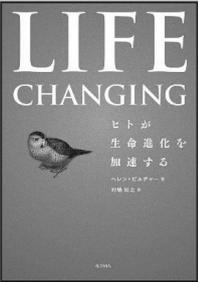
ヤングケアラー 介護する子どもたち 毎日新聞取材班 著 / 毎日新聞出版



「ヤングケアラー」を知っていますか。学校に通いながら、家族の介護をする子どもたち。家族を支えるために自らの学業や友人関係、就職にも悪影響が出て、時にはその子の人生も左右することさえある。本書は、毎日新聞の取材班が独自調査や直接ヤングケアラーたちへの取材を通じて、家族の介護の過酷な実態を描いたノンフィクションである。

LIFE CHANGING

ヘレン・ピルチャー 著 / 化学同人



地球上の生物の種は自然の力によってつくられ、その進化には何千年、何万年の時を要してきました。しかし、人の活動によりその進化が劇的に加速しています。家畜化、クローン作成、遺伝子操作、雑種形成等、人類が意図して、あるいは知らないうちに引き起こしてきた自然界の変化を、こぼれ話を交えて科学的に紹介しています。人は生命の未来をよりよいものにしていけるのでしょうか？

クイズで国語が好きになる!! ことばの由来

丸田博之 監修 / 小学館



いつも耳にしたり使ったりする言葉でも、言葉の由来は？と聞かれると「意味は分かるけど…」ということがたくさんありませんか？例えば、「冷たい」、「なきべそ」、「ハヤシライス」。そんな、なんとなく使っているその言葉には、しっかりとした由来があるのです。クイズ形式なので、楽しく学ぶことができます。「へ〜なるほど!」となること間違いなしです。

つばきレストラン

おたぐろ まり 作 / 福音館書店



寒い冬、椿の花が元気に咲いたら“つばきレストラン”の開店です。椿の蜜は鳥たちにとって食べ物の少ない冬のごちそうとなり、鳥たちは椿にとって受粉を助けてくれる大切なお客様。植物と動物の昔からの助け合いをやさしく描いた絵本。

加藤文太郎 記念図書館

TEL (0796) 82-5251

鳥取大学サイエンス・アカデミー

ライブ中継による聴講ができます。
◆2月26日(土) 午前10時30分～正午
※要予約(予約がある場合のみ実施)

おはなし会

◆2月12日(土) 午後2時30分～
『ふゆのはなさいた』他
◆2月26日(土) 午後2時30分～
『ママ、ママ、おなかがいたいよ』他

大人が楽しむおはなし会

いろいろな昔話や参加者の体験した面白エピソードなどを、みなさんと楽しみましょう。ご参加をお待ちしています。
◆2月18日(金) 午前10時30分～
「昭和」の思い出 他

プログラミング実習室「ぶんちゃんラボ」

◆2月19日(土) 午後1時30分～3時
対象：プログラミングに興味があり、利用者登録されている小中学生・高校生(経験不問)
参加料：無料
定員：5名(先着順)
持ち物：図書利用カード・できればノートパソコンやタブレット(会場に若干数のパソコンを用意しています)
申込期限：2月16日(水)

休館日のお知らせ

2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

は休館日

【開館時間】月～金曜日 午前10時～午後6時
土・日曜日 午前10時～午後5時

移動図書館「ささゆり号」運行日の変更について

《温泉地域》〔桐岡～飯野方面〕
2月11日(金) → 2月14日(月)
《浜坂地域》〔福富～指杭方面〕
2月23日(水) → 2月21日(月)
※運行時間に変更はありません。お間違いのないようお願いいたします。

野草散歩 (134)



ワルナスビ (ナス科)

散歩道で見かける野草たちも、冬場の今は枯草となり、葉裏をちりちりと巻いて風に震えています。寒空の下を歩きながら、草や木の実を見たり裸木を見上げたり、木肌模様を見つめたりして歩く冬の午後です。先日、味はら小径の生垣で、黄色い小さな丸い実をつけた草を見ました。夏に咲いていたワルナスビの実かな、と思い調べてみました。それによると、ワルナスビ(悪茄子)はナス科の多年草で北米原産の帰化植物で、現在世界的に分布を広げているということでした。

高さは40～70cm、全草に鋭い刺があります。茎は節ごとにくの字に曲がり、節間から花枝を伸ばし、直径2.5cmのジャガイモやナスに似た花を多数つけます。花冠は先が5裂、黄色い葯が目立ちます。葉は互生、長さ8～15cm、幅4～8cmの長楕円形で大ぶりの鋸歯縁となり、葉の両面にビロード状の星状毛を密生、中央脈上に鋭い刺が並んでいます。実は直径1cmほどで黄色く熟し、プチトマトに似ていますが、これはソラニン(アルカロイド)を含み、有毒とのこと。本種は全草有毒で、世界中に移入しているため、牧草に混ざって飼料となったものを食べた家畜が中毒死するなどの被害が報告されているということです。日本各地でも空き地や休耕地などで見られるようですが、根が長く、繁殖力が旺盛で、耕運機などで耕すと、切れ端1cm未満でも発芽し、一度繁茂すると根絶が難しいようです。

そのためか、英語圏では「悪魔のトマト」、「ソドムの林檎」などと呼ばれて嫌われているようです。それほど植物とは知らず、今回調べるまでは鋭い刺が多いのでそんな名前かな、と位に思っていました。

文・写真 中澤 博子さん

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の納付方法として「2年前納」があります！

平成29年4月から、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、割引額より大きな2年前納がご利用いただけるようになりました。

◎2年前納のメリット

▽2年間の割引額

口座振替・納付額 382,550円 (15,850円割引)
現金及びクレジットカード・納付額 383,810円 (14,590円割引)

▽原則2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となりますが、各年分の保険料に相当する額を各年に控除することもできます。

▽口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

◆現金(納付書)による前納

- ・任意の月から翌年度末までの前納が可能です。
- ・最大で4月分から翌々年3月分までの2年分の前納ができます。(令和4年3月末までは、最大で令和5年3月分までの前納が可能)

◆クレジットカードによる前納

口座振替による2年前納と同じく、4月分から翌々年3月までの保険料を4月末に納付いただきます。

☞2年前納にはお申込みが必要です。お申込み期限は毎年2月末まで(必着)となります。

◆注意事項

- ①上記割引額は、令和3年度の保険料額を元にした目安額です。国民年金保険料額は法律に基づき、物価や賃金の伸びに合わせて毎年度調整されており、令和4年度の保険料額は2月下旬に告示される予定です。
 - ②実際に口座から引き落としされる金額は「国民年金保険料口座振替額通知書」で確認できます。
 - ③残高不足等で口座振替ができなかった場合には、翌年3月までの間、自動的に割引のない翌月末振替(口座振替)となります。
 - ④2年前納期間中に60歳到達、任意加入期間の終了により資格喪失予定年月日が確定している場合の前納期間は資格喪失予定年月日の前月までとなります。
- ☞クレジットカード納付をご希望の方またはクレジットカードの有効期限を迎える方、現金での納付希望の方は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

－問合せ－

日本年金機構豊岡年金事務所 TEL(0796)22-0948
◇平日 午前8時30分～午後5時15分(祝祭日等を除く)
◇時間延長日(週の初日) 午後5時15分～午後7時
◇週末相談(第2土曜日) 午前9時30分～午後4時

まちの求人案内

—情報提供元— ハローワーク香住 TEL (0796) 36-0136

※求人への応募にはハローワークの「紹介状」が必要です。

(常用)

事業所名	職種	年齢	賃金(千円)
(町内全域)			
但馬信用金庫	営業職	59以下	201～355
(浜坂地域)			
(有)アートライフタナ	販売員	18～59	161～230
上島プロパン(株)	施工管理	18～40	166～240
	一般事務	18～40	166～240
	営業職	18～40	166～240
乙野運送(株)	運転手	18～59	170～350
(有)岡市組	建設業	18～40	192～360
(同)CAGAMI	土木技術者	不問	350～550
株本建設工業(株)	土木技術者	18～59	240～400
	土木作業員	18～59	194～237
	事務職	18～40	180～230
(株)関西測量開発事務所	営業及び測量補助	59以下	180～240
	測量事務	59以下	180～240
山陰造園土木(株)	一般土木作業員	18～59	210～300
現場技術者	18～59	300～400	
	グループホームありがとう	介護員	18～70
(株)田中工業所	配管工	18～64	250～350
	土木作業員	18～64	250～350
	浄化槽管理	18～64	200～300
特定非営利活動法人にーず	介護職	70以下	162～168
特別養護老人ホームはまさかの里	介護職員	18～59	161～200
	看護師	59以下	202～233
日興建設(株)	土木作業員	18～40	194～255
	土木技術者	18～59	240～400
日本精機宝石工業(株)	生産作業員	18～40	154～157
	一般事務員	18～40	154～157
浜坂七釜温泉病院	看護師	18以上	220～240
	准看護師	18以上	220～230
浜坂漁業協同組合	総合職(事務職)	40以下	163～222
(株)ハマコン	測量事務	59以下	160～240
(有)福田建機	建設機械整備(急募)	35以下	155～205
放課後等デイサービスみつぼし	保育士・児童指導員	64以下	159～162
	児童発達支援管理責任者	18～64	163～168
(株)円山菓寮	洋菓子製造員	59以下	164～173
(株)マルワ渡辺水産	工場管理(水産部)	64以下	180～250
	経理・総務	64以下	173～250
	食品担当(バイヤー)	64以下	280～350
	製造(水産部)	18～64	173～250
鮮魚係	64以下	173～230	
マルワプロマート	店長候補	64以下	300～380
水田建設(株)	土木作業員	18～64	190～255
(株)美方モータース	自動車整備員	61以下	180～250
明星保育園	保育業務	不問	194
(株)ヤマグチ	配管工(見習い可)	64以下	180～250
(有)山本工務店	型枠大工(見習い可)	45以下	162～324
(有)山米鮮魚	水産加工員	59以下	170～230
(株)隆栄水産	営業	59以下	200～350
(温泉地域)			
(株)朝野家	浴場清掃係	18～64	172～178
(株)井筒屋	客室担当スタッフ	18～60	218～238
	フロントスタッフ	45以下	167～187
井上自動車整備(株)	クレーンオペレーター	20～35	173～250
	自動車整備業務(見習い可)	18～35	173～250
(株)コメリ	販売・店舗運営・幹部候補	35以下	181～233
(有)清美社	下水道維持管理他	18以上	205～250
特別養護老人ホームやすらぎの里	介護士	18～59	175～241
	看護師	59以下	239～276
	ケアマネジャー	59以下	210～246
(株)西沢製作所	溶接工	18～64	160～173
全但バス(株)	バス運転手	18～64	179～184
	総合事務職	18～64	160～185
	洗車員(湯村温泉営業所)	18以上	156

(常用)

令和4年1月7日現在

事業所名	職種	年齢	賃金(千円)
合同会社ハートフル	理学療法士	不問	210～270
	作業療法士	不問	210～270
	言語聴覚士	不問	210～270
(株)マルワフーズ渡辺水産	営業	69以下	200～250
	佃煮・瓶詰食品の製造	69以下	160～330
(株)みさき	営業	18～40	236～265
湧泉の宿ゆあむ	ゲストサービススタッフ	44以下	181～230
	調理スタッフ	44以下	208～280
湯快リゾート(株) 三好屋	リネン/カスラ/掃除/洗濯/機織	18～59	220～270
	施設管理スタッフ	59以下	220～270
ゆめ春来	フロアスタッフ	18以上	161～163
湯村温泉とみや	支配人・支配人候補	64以下	350～400
	施設管理係	64以下	173～190
	接客係	64以下	208～225
	事務・フロント	64以下	190～208
	営業・フロント	64以下	230～280
(株)米安商会	清掃・配膳係	64以下	173～190
	配管工	18～59	210～230

(パート)

事業所名	職種	年齢	時給(円)
(町内全域)			
たじま農業協同組合	訪問介護員	不問	1,080～2,180
(浜坂地域)			
グループホームありがとう	介護員	不問	930～1,000
栄家食品(株)	調理補助	不問	1,000
	清掃	不問	1,100
魚と屋(浜坂)	接客業	不問	1,200～1,300
	守護係	不問	1,091
ナカケー	製造	不問	930～950
日本精機宝石工業(株)	生産作業補助員	不問	930～950
フジッコ(株)浜坂工場	製造職	不問	928～950
放課後等デイサービスみつぼし	保育士	不問	930～1,000
(株)マルワ渡辺水産	経理・総務	不問	1,000
	鮮魚係	不問	1,000
	フロアスタッフ(レストラン)	不問	1,000～1,200
	事務員	不問	930～1,200
	販売店員	不問	930～1,100
レゾ(プロマート浜坂店)	不問	1,200	
吉田歯科医院	歯科衛生士	不問	950～1,100
La. Forchetta	接客業務	不問	930～1,030
(温泉地域)			
(株)井筒屋	お食事会場スタッフ	不問	950
ケービックス西日本	送迎ドライバー・館内業務	不問	1,000
	ナイトフロント	不問	1,125
	ホテル内業務	不問	930
全但バス(株)	バス運転手	不問	930～1,200
合同会社ハートフル	作業療法士	不問	1,100～1,500
	言語聴覚士	不問	1,100～1,500
	理学療法士	不問	1,100～1,500
特別養護老人ホームやすらぎの里	介護補助	不問	930
	看護師	不問	1,450～1,600
西沢製作所	マシンオペレーター	不問	1,000～1,200
	配送運転手	不問	1,000～1,100
湯快リゾート(株)三好屋	キッチンスタッフ補助	不問	930～1,030
	レストラン・バススタッフ	不問	930～1,030
	売店スタッフ	不問	930
ゆめ春来	フロアスタッフ	不問	928～940
湯村温泉とみや	守衛係	18以上	1,143
	接客係	不問	1,200～1,300
	清掃・配膳	不問	1,100～1,200

サンシーホール浜坂では、ハローワークから定期的に求人情報が届き、閲覧ができます。

▼開館時間 午前8時30分～午後8時(※土・日・祝日は休館)

▼問合せ サンシーホール浜坂 TEL 82-1735

新温泉町文化会館だより

—問合せ— 新温泉町文化会館 TEL 82-3328

令和3年度「第29回近隣文化祭」を開催しました

毎年12月4日から12月10日の一週間は国（法務省）が定めた「人権週間」です。

文化会館では、毎年この期間中に近隣10町内会や文化会館運営委員会、文化会館教室生等が実行委員会となって「近隣文化祭」を実施しています。

本年度は、第29回近隣文化祭（サブテーマ：～人と人、地域をつなぐ～）を12月5日（日）に開催し、180名の地域住民の方々が交流を深めました。

本年度も昨年度と同様、新型コロナウイルス感染防止の観点から、浜坂北小学校のささゆり学級と浜坂中学校のひまわり学級以外の舞台発表はすべて中止としました。

文化会館の1階ホールでは、むべ蔓、ボケ、アイリス、ストレッチアなどの生け花が会場を艶やかにし、作品展示では文化会館教室生や地域住民の方たちが製作した和紙折り紙、陶器の壺と珈琲カップ、写真、手芸、短歌、絵画など多くのすばらしい作品が披露されました。

バザーでは、料理教室生の皆さんが作った今年の新メ

ニューの季節野菜のかき揚げうどんと丹波黒豆を使用した黒豆寿司をはじめ、日高昆布と鰹節で出汁をとったまろやかな味のきつねうどん、但馬牛を使用したコクのあるカレーライスが提供され大変美味しくいただきました。さらに、着付け教室生が茶道教室生を着付け、和服姿による立礼のお点前で（釜は宝舟、茶碗は瓔珞）厳かな雰囲気の中、とても美味しいお茶をいただきました。

2階大会議室では、焙煎珈琲教室生がコロンビアとキリマンジャロの生豆を焙煎し、とても香り豊かな珈琲を提供しており、部屋中が香ばしい珈琲の香りに包まれていました。

ステージでは、浜坂中学校のひまわり学級生が一年間学習してきた差別の理不尽さや鳥取に伝わる人形浄瑠璃について発表し、浜坂北小学校のささゆり学級生は青い鳥学級との交流会や海洋体験、インドネシアの人たちとの交流会の様子を発表、締めくくりとして、この日のために練習してきた傘踊りを披露しました。



消費生活センターからのお知らせ

敷金が返ってこない!?

◆Tさん(50代・女性)

娘が進学のため、敷金を払い賃貸マンションを借りた。転居することになったので退去の手続きをしたが、原状回復費用としてハウスクリーニング・壁紙の張替えが必要なため敷金は返金できないといわれた。入居時の契約書には『借主は、明け渡しの際に原状回復しなければならぬ』とあるが、敷金は返してもらえないのだろうか。

■原状回復のガイドライン!

通常の使用による破損や経年劣化によるものは貸主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主の負担とされています。

■入居時の注意点

賃貸契約書の内容、特に契約事項をしっかりと確認しましょう。また、入居時に既にあった汚れや傷であるかどうかトラブルの原因になることがあります。貸主立会いのもと、部屋の状況を写真(日付入)やチェックリストで保存しましょう。

■退去時の注意点

点検に立ち会い、汚れや破損などを確認し、修繕義務について契約に基づ

き話し合いをしましょう。借主は、注意を払って住む義務があります。借主の不注意で汚損・破損した場合の補償費用は負担しなければいけません。
※国土交通省では、原状回復の費用負担の在り方について妥当と考えられる一般的な基準がありますので参考にしてください。



おかしいな、困ったな、と思ったら、早めにお電話ください。秘密は厳守します。情報もお寄せください。

◎新温泉町消費生活センター

(町民センター内)

▽相談受付 月々金曜日

(祝日、年末年始を除く)

▽連絡先 TEL 92-2070 (直通)



山陰海岸ジオパーク

山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク 多様な生物が棲み続けるジオパークへ

山陰海岸ユネスコ世界ジオパークには、さまざまな野生生物が生息しています。中には扇ノ山や鉢伏山など高山に生息するイヌワシのように絶滅危惧種に指定され、保護の対象となっている種も少なくありません。私たちはそれら生物の希少性にばかり注目しがちですが、絶滅を防ぐには、彼らにとって棲みやすい環境となるよう継続的に取り組む必要があります。

山陰海岸ジオパークで有名な絶滅危惧種のひとつにコウノトリが挙げられます。1971年に野生コウノトリは一度国内から絶滅しています。が、兵庫県と豊岡市が中心となってまちをあげて野生復帰・保護活動を行ったことで個体数が徐々に増え、2021年7月現在、野外コウノトリは250羽を超えるまでになりました。但馬地域では、コウノトリや田畑の生物が棲みやすい環境作りを目指して減農薬等を行う「コウノトリ育む農法」が推進されています。

また京丹後市や鳥取市でも人工巣塔が設置されるなど、保護活動が広がっています。

湿地の生態系の頂点にいるコウノトリが生息するには、餌となる生物をはじめ豊かな生態系が必要不可欠です。生態系を守ることは私たちの生活を守ることにつながり、ジオパークが目指す持続可能な社会を実現するための大切な要因です。そして絶滅危惧種が減ることは、自然環境保護活動の成果の一つであるといえます。



▲コウノトリ

▼問合せ

山陰海岸ジオパーク推進協議会
TEL (0796) 26-3783

～令和4年度 町県民税・国民健康保険税の申告について～

例年、町県民税、国民健康保険税の申告書は、各区長・町内会長にご協力いただきながら全戸配布しておりましたが、昨春の区長・町内会長会議の資料でご案内のとおり、本年度より全戸配布は取りやめとなります。それに伴い本年度は、昨年度に本申告書にて申告をされた方等には昨年同様、個別に郵送し、新たに申告が必要となる方は、下記手引き等を参考に別添の申告書で作成願います。提出は税務課、又は温泉総合支所地域振興課へ3月15日(火)までをお願い致します。

また、国民健康保険税等の社会保険料控除納付確認書の一斉配布も本年度から取りやめとなります。必要とされる方は、郵送等により配布致しますので、税務課までお問合せください。

今から申告の準備をしましょう。申告相談会場と日程は下記のとおりです。

期 間	2月16日(水)～3月15日(火)の平日	
会 場	浜坂多目的集会施設 及び 新温泉町民センター	
受付時間	午前の部	午後の部
	8:00～11:00	11:00～15:00
相談時間	8:30～	13:00～
※土曜・日曜・祝日の申告相談はございません。 ※感染症予防対策のため、ご来場の際は必ず マスクの着用 をお願いいたします。 ※新温泉町に住民登録のない方につきましては相談をお受けできません。		

令和4年度 町民税・県民税申告書の手引き

令和4年度の町民税・県民税は、前年(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)の所得に基づき課税されます。

令和3年分の所得について、この「申告書の手引き」をお読みの上、3月15日までに申告をお済ませください。

1 町民税・県民税の申告が必要な方

◎令和4年1月1日現在、新温泉町に住んでいる方

(1)給与所得者で次に該当する方

①勤務先から新温泉町へ給与支払報告書の提出がされていない方(勤務先に確認してください)

※パート、アルバイト等の収入含む(退職分も含む)

※年末調整をしても給与支払報告書の提出がされていない場合がありますので、ご注意ください

②給与所得以外に所得がある方(営業等、農業、不動産、雑(公的年金等含む)、配当、一時所得など)

※所得が給与と公的年金のみの方で、新温泉町に給与支払報告書と年金支払報告書が提出されている場合は、申告は不要です

③前年中に会社等を退職された方(前年中に再就職され、退職分を含め年末調整をされた方は必要ありません。ただし、①の場合もありますのでご注意ください)

(2)給与所得者以外で営業等、農業、不動産、雑(公的年金等含む)、配当、一時などの所得があった方

(3)前年中に収入がなく、国民健康保険、年金、公営住宅等の手続きが必要な方

(町民税・県民税の非課税証明書発行の際には、申告が必要になります)

2 町民税・県民税の申告をしなくてよい方

(1)収入が給与のみの方で、勤務先から新温泉町へ給与支払報告書の提出があった方

(2)収入が公的年金等のみの方で、年金支払者から新温泉町へ年金支払報告書の提出があった方

※公的年金等の収入が400万円を超える方や国外で支払われた年金を受給されている方は、原則確定申告が必要です

(3)令和3年分所得税の確定申告書を提出する方

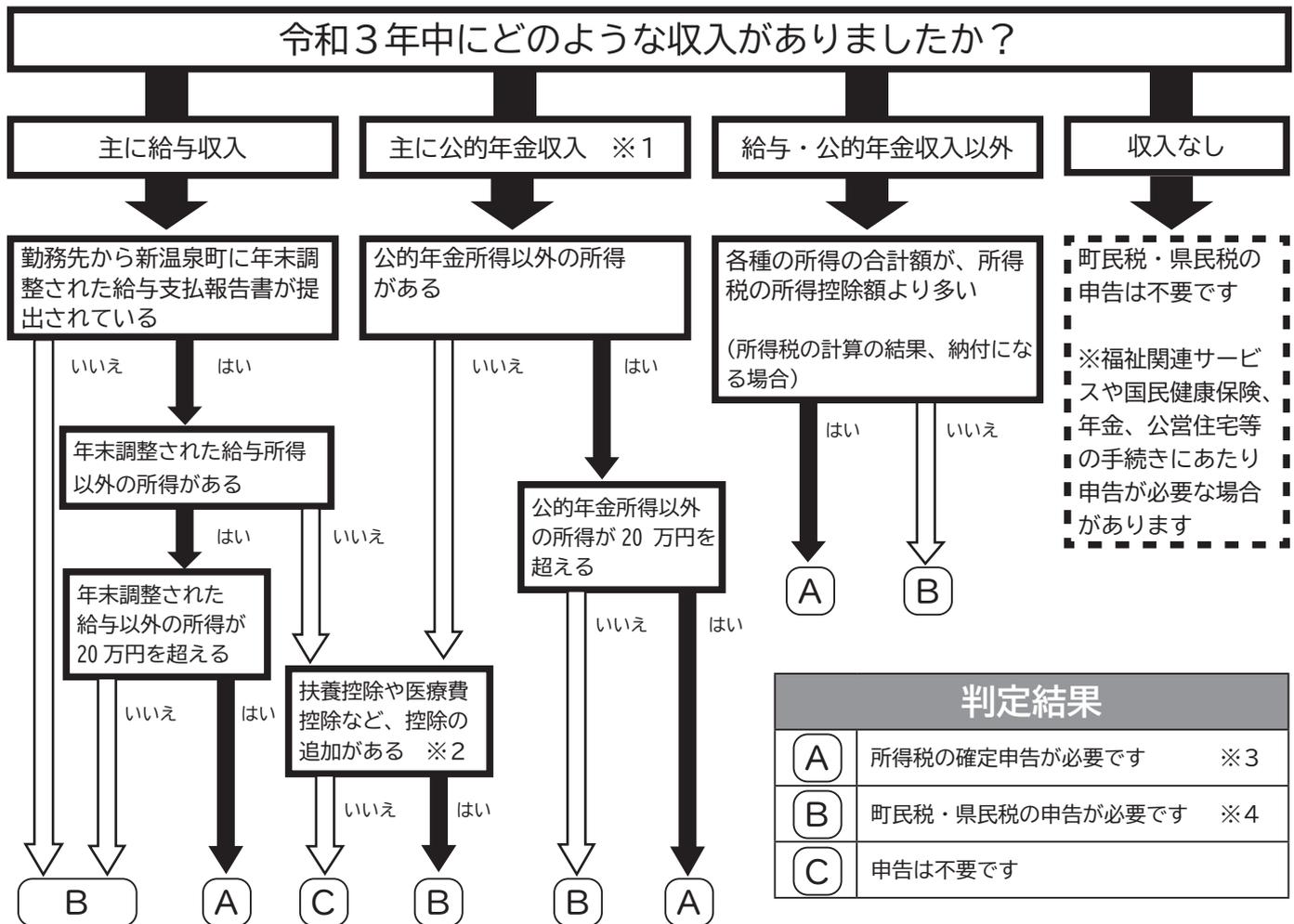
(4)所得が38万円以下の方

(5)障害年金・遺族年金・失業給付金・扶助料等の非課税所得のみの方

※(1)、(2)の方で、控除を追加する場合は、確定申告等が必要です

3 申告要否フローチャート

このフローチャートは町民税・県民税の申告が必要かどうかの目安です。
収入や控除等の状況により異なる場合がありますので、参考としてご利用ください。



- ※1 公的年金等の収入が400万円を超える方や国外で支払われた年金を受給されている方は、原則確定申告が必要です
- ※2 控除を追加しても、税額がかからない場合があります (例) 非課税の方、均等割のみの方
- ※3 所得税の確定申告をする方は、原則町民税・県民税の申告は不要です
- ※4 所得税の還付を受けるには、確定申告が必要です。

4 申告に必要なもの

- ①町民税・県民税申告書 (別添申告書又は直接郵送で届いた申告書)
- ②マイナンバーカード (お持ちでない方は通知カード + 運転免許証、保険証等)
- ③収入がある方⇒給与・年金の源泉徴収票 (源泉徴収票の発行が行われない場合は給与明細書)、報酬の支払調書、収支の内訳がわかる帳簿等 ※複数箇所からの支払がある場合はすべて
- ④医療費控除を受ける方⇒医療費控除の明細書、医療費通知
- ⑤社会保険料控除を受ける方⇒社会保険料 (国民健康保険税・介護保険料等) の領収書や支払った金額が確認できる書類
- ⑥生命保険料・地震保険料控除を受ける方⇒生命保険料・地震保険料の控除証明書
- ⑦障害者控除を受ける方⇒障害者手帳など
- ⑧その他控除に必要な書類

申告書の書き方

申告書の番号にそって説明しておりますので該当するところに記入してください。

住所、氏名、生年月日、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名、世帯主の続柄などを正しく記入してください。



提出用

表

No.

令和4年度分 町民税・県民税 国民健康保険税 申告書

申告期限は 3月15日(火)です。

Table with columns for 整理番号, 業種又は職業, 電話番号, 個人番号, 続柄

Table with columns for 現住所, 提出年月日, 氏名, 生年月日, 世帯主の氏名, 続柄

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を
あわせて提出してください。
この申告書を提出した人は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

Main table for tax deductions including 社会保険料控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除, 障害者控除, 配偶者控除, 扶養控除, 雑損控除, 医療費控除

Table for income and tax amounts including 1 収入金額等, 2 所得金額, 4 所得から差し引かれる金額

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号および住所を記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

Form for tax payment method: 給与から差引き(特別徴収) or 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

Form for special reasons (※ 特殊事由)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

Form for confirmation: 確定申告, 有, 無, 還付, 納付, 所得税額, 円

Form for receipt: 受付, 検算, 署名

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等		円			
合計		円			
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)	
	短期	長期				イ	ロ
一時						ハ	
二 合計						イ + [(ロ + ハ) × 1/2]	

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	従事月数
1						
2						
3						
		所得税における青色申告の承認の有無	承認あり・承認なし	合計額		

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
損益通算の特例適用前の不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白) 円
前年中の開(廃)業	開始・廃止 月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
2			
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

分離課税に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級度	別居の場合の住所
個人番号							

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

◎所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類			所得金額の計算方法
① ・ ②	事業所得	事業（農業や営業等）をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
③	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
④	利子所得	公債、社債などの利子	収入金額＝利子所得の金額
⑤	配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
⑥	給与所得	サラリーマンの給料、賞与、賃金など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
⑦ ・ ⑧ ・ ⑨	雑所得	⑦公的年金等、⑧業務（原稿料等）、⑨その他（生命保険契約に基づく年金等）他の所得にあてはまらない所得	次の⑦～⑨の合計額＝雑所得⑩ ⑦ 公的年金等の収入額－公的年金等控除額 ⑧⑨ 雑所得の収入金額－必要経費
⑩	譲渡所得	土地などの財産を売った場合などに生じる所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額＝譲渡所得の金額
	一時所得	懸賞に当たった場合などに生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額

◎給与所得の速算表

下記の表に基づき、給与等の収入金額より給与所得金額を求めることができます。

給与等の収入金額の合計額	給与の所得金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入－550,000 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	収入 ÷ 4 を千円未満切捨て × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	収入 ÷ 4 を千円未満切捨て × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	収入 ÷ 4 を千円未満切捨て × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入 × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円 ～	収入 - 1,950,000 円

◎公的年金等に係る雑所得の速算表

下記の表に基づき、公的年金等の収入金額より公的年金所得金額を求めることができます。

公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等の所得金額	
	65 歳未満 (昭和 32 年 1 月 2 日以降生まれ)	65 歳以上 (昭和 32 年 1 月 1 日以前生まれ)
～ 1,300,000 円	収入 - 600,000 円	収入 - 1,100,000 円
1,300,001 円 ～ 3,299,999 円	収入 × 0.75 - 275,000 円	
3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入 × 0.75 - 275,000 円	
4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入 × 0.85 - 685,000 円	
7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入 × 0.95 - 1,455,000 円	
10,000,000 円 ～	収入 - 1,955,000 円	

◎所得控除（住民税申告）の種類と計算方法

番号	控除の種類	控除額の計算方法																										
⑬	社会保険料控除等	支払金額																										
⑭	小規模企業共済掛金等控除額	支払金額																										
⑮	生命保険料控除	<p>生命保険料控除 = 生命保険料の控除額 + 介護保険料の控除額 + 個人年金保険料の控除額の合計（上限 70,000 円） 計算式①新生命保険料、介護保険料又は新個人年金保険料を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円を超え 32,000 円以下</td> <td>支払金額合計 × 0.5 + 6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円を超え 56,000 円以下</td> <td>支払金額合計 × 0.25 + 14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円を超え</td> <td>一律 28,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>計算式②旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円を超え 40,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5 + 7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円を超え 70,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.25 + 17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円を超え</td> <td>一律 35,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新契約のみ適用</td> <td>①の計算により算出した金額（上限 28,000 円）</td> </tr> <tr> <td>旧契約のみ適用</td> <td>②の計算により算出した金額（上限 35,000 円）</td> </tr> <tr> <td>両方適用</td> <td>①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額（上限額 28,000 円）</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	控除額	12,000 円以下	全額	12,000 円を超え 32,000 円以下	支払金額合計 × 0.5 + 6,000 円	32,000 円を超え 56,000 円以下	支払金額合計 × 0.25 + 14,000 円	56,000 円を超え	一律 28,000 円	支払った保険料の金額	控除額	15,000 円以下	全額	15,000 円を超え 40,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 7,500 円	40,000 円を超え 70,000 円以下	支払金額 × 0.25 + 17,500 円	70,000 円を超え	一律 35,000 円	新契約のみ適用	①の計算により算出した金額（上限 28,000 円）	旧契約のみ適用	②の計算により算出した金額（上限 35,000 円）	両方適用	①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額（上限額 28,000 円）
支払った保険料の金額	控除額																											
12,000 円以下	全額																											
12,000 円を超え 32,000 円以下	支払金額合計 × 0.5 + 6,000 円																											
32,000 円を超え 56,000 円以下	支払金額合計 × 0.25 + 14,000 円																											
56,000 円を超え	一律 28,000 円																											
支払った保険料の金額	控除額																											
15,000 円以下	全額																											
15,000 円を超え 40,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 7,500 円																											
40,000 円を超え 70,000 円以下	支払金額 × 0.25 + 17,500 円																											
70,000 円を超え	一律 35,000 円																											
新契約のみ適用	①の計算により算出した金額（上限 28,000 円）																											
旧契約のみ適用	②の計算により算出した金額（上限 35,000 円）																											
両方適用	①、②それぞれの計算により算出した金額の合計額（上限額 28,000 円）																											
⑯	地震保険料控除	<p>支払った保険料の区分 地震保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>50,000 円を超え</td> <td>25,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>長期損害保険契約等に係る旧長期損害保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000 円以下</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円を超え 15,000 円以下</td> <td>支払金額 × 0.5 + 2,500 円</td> </tr> <tr> <td>15,000 円を超え</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地震保険料控除とともに適用する場合には、地震保険料控除とあわせて限度額 25,000 円となる。</p>	支払金額	控除額	50,000 円以下	支払金額 × 0.5	50,000 円を超え	25,000 円	支払金額	控除額	5,000 円以下	全額	5,000 円を超え 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円	15,000 円を超え	10,000 円												
支払金額	控除額																											
50,000 円以下	支払金額 × 0.5																											
50,000 円を超え	25,000 円																											
支払金額	控除額																											
5,000 円以下	全額																											
5,000 円を超え 15,000 円以下	支払金額 × 0.5 + 2,500 円																											
15,000 円を超え	10,000 円																											
⑰	寡婦控除	<p>ひとり親控除に該当しない納税義務者が寡婦である場合：26 万円</p> <p>①夫と離婚した後再婚していない者のうち、下記の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 扶養親族を有すること。 ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 <p>②夫と死別した後、婚姻していない者又は夫の生死が明らかでない者のうち、上記のロ、ハの要件を満たす者</p>																										
⑱	ひとり親控除	<p>納税義務者がひとり親である場合：30 万円</p> <p>ひとり親とは、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、下記の要件をすべて満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> イ その者と生計を一にする子（※所得金額の合計額が 48 万円以下のもの）を有すること。 ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。 ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 																										
⑲	勤労学生控除	<p>納税義務者が勤労学生である場合：26 万円</p> <p>勤労学生とは、大学、高等学校などの学生や生徒など一定の者で給与所得等を有する者のうち、合計所得金額が 75 万円以下で、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が 10 万円以下の者をいう。</p>																										
⑳	障害者控除	<p>あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>本人</th> <th>控除対象配偶者 または扶養親族</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td colspan="2">26 万円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td colspan="2">30 万円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>—</td> <td>53 万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額		本人	控除対象配偶者 または扶養親族	障害者	26 万円		特別障害者	30 万円		同居特別障害者	—	53 万円												
区分	控除額																											
	本人	控除対象配偶者 または扶養親族																										
障害者	26 万円																											
特別障害者	30 万円																											
同居特別障害者	—	53 万円																										

番号	控除の種類	控除額の計算方法																																																																	
⑳ ～ ㉒	配偶者（特別） 控除	<p>本人と生計を一にする配偶者の所得金額の合計額に基づき、次の表で求めた金額。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">配偶者の所得金額の合計額</th> <th colspan="3">納税義務者本人の所得金額の合計額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者 控除</td> <td>70歳未満</td> <td>48万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>48万円以下</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">配偶者 特別 控除</td> <td colspan="2">48万円超 100万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100万円超 105万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">105万円超 110万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">110万円超 115万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">115万円超 120万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">120万円超 125万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">125万円超 130万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">130万円超 133万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">133万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の所得金額の合計額		納税義務者本人の所得金額の合計額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	配偶者 控除	70歳未満	48万円以下	33万円	22万円	11万円	70歳以上	48万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者 特別 控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	133万円超		0円	0円	0円
		配偶者の所得金額の合計額			納税義務者本人の所得金額の合計額																																																														
				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																													
		配偶者 控除	70歳未満	48万円以下	33万円	22万円	11万円																																																												
			70歳以上	48万円以下	38万円	26万円	13万円																																																												
		配偶者 特別 控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円																																																												
			100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円																																																												
			105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円																																																												
			110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円																																																												
			115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円																																																												
120万円超 125万円以下			11万円	8万円	4万円																																																														
125万円超 130万円以下			6万円	4万円	2万円																																																														
130万円超 133万円以下			3万円	2万円	1万円																																																														
133万円超		0円	0円	0円																																																															
㉓	扶養控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">一般の控除対象扶養親族（※1）</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特定扶養親族（※2）</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養 親族（※3）</td> <td>同居老親以外の者</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同居老親等（※4）</td> <td>45万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）合計所得金額が48万円以下のもの</p> <p>※1 その年の12/31現在の年齢が16歳以上の人 ※2 その年の12/31現在の年齢が19歳以上23歳未満の人 ※3 その年の12/31現在の年齢が70歳以上の人 ※4 納税者または配偶者の直系尊属で同居している人</p>	区 分		控除額	一般の控除対象扶養親族（※1）		33万円	特定扶養親族（※2）		45万円	老人扶養 親族（※3）	同居老親以外の者	38万円		同居老親等（※4）	45万円																																																		
		区 分		控除額																																																															
一般の控除対象扶養親族（※1）		33万円																																																																	
特定扶養親族（※2）		45万円																																																																	
老人扶養 親族（※3）	同居老親以外の者	38万円																																																																	
	同居老親等（※4）	45万円																																																																	
㉔	基礎控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																																																							
		合計所得金額	基礎控除額																																																																
		2,400万円以下	43万円																																																																
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																																
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																																		
2,500万円超	適用なし																																																																		
㉖	雑損控除	<p>（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） または（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額</p>																																																																	
		<p>（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（10万円と総所得金額等の合計額⑫の5%の いずれか低い金額）（限度額200万円）</p> <p>※自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために、前年中に支払った医療費が対象 以下に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除の金額が控除されます。</p> <p>①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障害者に該当している。 イ 年齢23歳未満の扶養親族を有している。 ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有している。</p> <p>算式＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%</p> <p>②給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合 算式＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に 係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））－10万円</p>																																																																	
裏面 16	所得金額 調整金額	<p>（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%） または（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い方の金額</p>																																																																	
		<p>（支払った医療費－保険金などで補てんされる金額）－（10万円と総所得金額等の合計額⑫の5%の いずれか低い金額）（限度額200万円）</p> <p>※自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために、前年中に支払った医療費が対象 以下に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除の金額が控除されます。</p> <p>①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障害者に該当している。 イ 年齢23歳未満の扶養親族を有している。 ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有している。</p> <p>算式＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%</p> <p>②給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える場合 算式＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に 係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））－10万円</p>																																																																	

問合せ 税務課 TEL 82-3113

INFORMATION

わがまち “新温泉” くらしの情報

ご案内

浜坂高校地域貢献事業 「第24回浜っ子アート展」

町内の認定こども園、小学校、中学校、高等学校の児童・生徒等の絵画作品など約100点を展示します。

▼とき

1月29日(土)～2月23日(水)
午前9時～午後5時

※1月29日(土) 午前10時～正午、
浜坂高校の麒麟獅子倶楽部による
演舞と茶道部によるお茶会を行います。

※最終日は午後1時まで

▼主催 兵庫県立浜坂高等学校

—とごころ・問合せ—

浜坂先人記念館 TEL 82-4490

※木曜日休館

カメラ講座生写真展

八田コミセンで、平成20年から13年間続いている伝統講座の「八田コミセン・カメラ講座生」の写真展です。

写真の愛好家として、時間が有ればカメラ片手に、絶好のシャッターチャンスを狙って駆け巡っているカメラ講座生の秀逸作品を展示します。

レンズが捉えた自然や風景は、各自の技術とセンスで表現に違いがでます。この機会に是非鑑賞ください。

▼とき

2月6日(日)～20日(日)

午前9時～午後4時30分

※最終日は午後4時まで

※月曜日休館

▼入場料 無料

—とごころ・問合せ—

八田コミュニティセンター
TEL 93-0888

お知らせ

年金相談

日本年金機構豊岡年金事務所の職員が年金について相談に応じます(完全予約制)。年金加入、受給に関すること等、何でも気軽ににご相談ください。

▼とき

3月10日(木)
午前10時～午後4時

▼ところ

新温泉町役場
浜坂多目的集会所施設小会議室

▼予約・問合せ

日本年金機構 豊岡年金事務所

TEL (0796) 22-0948

(ナビダイヤル1番→ナビダイヤル2番)

※新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止に伴い、中止もしくは延期する場合がございます。

岸田川クリーン作戦

新温泉町のシンボルである「岸田川」や世界ジオパークに認定されている「山陰海岸」の良好な景観や地域の環境美化を推進するため、住民のボランティアにより、ポイ捨てなどの不法投棄ゴミや海岸漂着物を回収します。

多数のご参加をいただきますようお願いいたします(事前申込不要)。

▼とき

3月5日(土)
午前8時20分～

(作業は午前8時30分～9時30分)

※少雨決行

※荒天の場合は、3月12日(土)に延期(延期の場合は、前日の午後15時に防災行政無線でお知らせします。)

▼受付場所

岸田川右岸白馬橋付近

▼実施場所

岸田川河口～清富橋～福富橋

※清富橋付近工事現場を除く

▼持ち物

マスク、軍手、長靴、雨具、タオル、防寒類、ひばし等

▼問合せ

町民安全課 生活環境係

TEL 82-5621



▲令和3年3月クリーン作戦の様子

※各種イベント、講習会等は新型コロナウイルス感染症の状況により、中止もしくは内容等を変更する場合があります。

芸術文化観光専門職大学 開学記念フォーラム
「但馬会議」

『但馬の地域振興を考える』

開学を記念し、但馬の経済振興策を考えるフォーラムが開催されます。

- ▼日時 2月27日(日) 午前10時00分～午後0時45分
- ▼場所 芸術文化観光専門職大学 静思堂シアター
- ▼内容
 - ・基調講演『地方創生におけるスイミー戦略とデジタル田園都市国家構想』村上敬亮(デジタル庁統括官)(オンライン登壇)
 - ・報告1『但馬地域における産業構造の分析』大社充(同大教授)
 - ・報告2『但馬地域における中小企業の現状～創業・廃業・第二創業・事業再構築～』瓶内栄作(同大講師)
 - ・全体討議「但馬の地域活性化を考える」

- ▼定員 100人程度(無料)
- ▼申込方法 右のQRコードのフォーム又は電話

▼申込み・問合せ 芸術文化観光専門職大学 地域支援課 TEL 0796-34-8154
※来場者用の駐車場はありませんので、車でご来場の際は、豊岡駅前駐車場(有料)などをご利用ください。



令和4・5年度新温泉町
入札参加資格審査申請

令和4・5年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品販売・役務の提供などの入札に参加を希望する業者の方は、所定の入札参加資格審査申請書を提出してください。

▼有効期間 令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年間)

▼申込方法 申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、持参または郵送してください。

※提出要領・申請書様式は、町ホームページからダウンロードできます。(総務課管財係でも備えています)

▼申請期間

2月1日(火)～28日(月)

▼提出・問合せ 総務課 管財係

TEL 82-3111



公立浜坂病院からのお知らせ

2月耳鼻咽喉科担当医表

公立浜坂病院 TEL 82-1611

月 日	医師名	専門分野	休診
2月1日(火)～2月4日(金)	伏見 勝哉	鼻	—
2月8日(火)～2月10日(木)	美内 慎也	耳	—
2月15日(火)～2月18日(金)	齋藤 孝博	鼻	—
2月22日(火)～2月25日(金)	西村 理宇	耳	2/23



◆兵庫医科大学耳鼻咽喉科の先生方です。変更がある場合はご了承ください。

令和4年度 放課後児童クラブ の利用児童募集

保護者が仕事などで昼間家にいない小学生を対象に、放課後・長期休業期間などに遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図るために開設している「放課後児童クラブ」の令和4年度利用児童を募集します。

▼開設場所

はまさか北児童クラブ（浜坂北小学校味道館）、おんせん児童クラブ（保健福祉センターすこやか〜に）

▼開始日 4月1日（金）午前8時〜

▼開設時間

◇月〜金曜日 小学校終業時刻〜午後6時

◇土曜日、小学校休業日（春、夏、冬）

午前8時〜午後6時（希望により午前7時30分〜）

※午後7時まで延長可（要事前申込み）

▼対象 小学1〜6年生

▼定員 1か所につき、おおむね30人

▼利用料金 半日250円、1日500円

◇月ごとの負担限度額

（4、7、12、1、3月）…月額7,000円

（5、6、9、10、11、2月）…月額6,000円

（8月）…月額10,000円

◇利用料金の減免

（生活保護法に規定する要保護者）…全額免除

（生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯）

…半額免除

▼その他費用 保険料（1人月額160円）、おやつ代（1回30円）、延長料金（1回250円）

▼移送サービス 平日の放課後は、児童の下校時刻に合わせ、各2便（低学年、高学年）運行します。

◇照来小⇒おんせん児童クラブ

◇浜坂西小⇒浜坂東小⇒浜坂南小⇒はまさか北児童クラブ

※移送サービスに係る利用料金は無料です。

※移送順、運送時間等に変更することがあります。

※土曜日及び小学校休業日（春、夏、冬）は運行しません。

※児童クラブからの帰りは、保護者の方の迎えをお願いします。

▼申込み 随時受付しますが、4月1日（金）から利用する場合は、2月14日（月）までにお申込みください。

▼申込先 こども教育課または各児童クラブ

▼問合せ こども教育課 TEL 82-5627

ひとりでなやんでいませんか？ ～こころちゃっと～ 女性のための SNS 相談、WEB 居場所

★女性のみなさん、ひとりで悩んでいませんか？

兵庫県では、オンラインのチャット相談

「こころちゃっと」を開設しています。

学校、お仕事など日常生活の悩みについて

女性相談員がお話しをお聞きします。

<https://cocoroachat.com/>



とき 毎週火〜土曜日

午前10時〜午後1時（祝日、年末年始除く）

※他にも、ZOOMを使ったWEB居場所

「CoCo カフェ」も毎月2回開催しています。

令和4年度 就学援助制度のお知らせ

◆就学援助制度とは

お子さんの就学にあたり経済的理由によりお困りの児童生徒の保護者に対し、義務教育の円滑な実施に資するため、学用品費・修学旅行費・給食費等の一部を支給する制度です。

◆就学援助を受けることができる世帯

①生活保護受給世帯

②世帯所得額が生活保護基準の1.3倍の額未満で生活保護に準ずる世帯と認められる世帯

※所得制限及び審査がありますので一定以上の所得がある方は対象になりません。

◆申請方法 申請書類を記入し学校へ提出

※申請書類は、役場こども教育課・各学校にあります。

※審査結果及び就学援助費の支給日等は郵送により通知します。

◆申込期限 随時受付

※年度当初から支給希望の方は、2月28日（月）

◆申込み・問合せ

こども教育課 こども育成係 TEL 82-5627

※各種イベント、講習会等は新型コロナウイルス感染症の状況により、中止もしくは内容等を変更する場合があります。

子育てランド（2月）

	浜坂子育て支援センター TEL 82-4152	温泉子育て支援センター TEL 92-1095
利用時間	午前9時～11時30分、午後1時～3時	午前9時～11時30分、午後1時～3時
期日	行事予定	行事予定
	午後	午後
1日(火)	ぶんちゃんおはなしひろば(図書館)	大きくなったかな?
2日(水)	わくわくひろば	なかよしひろば
3日(木)	豆まき	節分豆まき会 午前10時～(要予約)
4日(金)	わくわくひろば	なかよしひろば
7日(月)	わくわくひろば	なかよしひろば
8日(火)	1歳児ひろば(要予約)	なかよしひろば
9日(水)	わくわくひろば	お話の会「紙ふうせん」午前11時～
10日(木)	わくわくひろば	なかよしひろば
14日(月)	2歳児ひろば(要予約)	休
15日(火)	わくわくひろば	なかよしひろば
16日(水)	0歳児ひろば(要予約)	なかよしひろば
17日(木)	わくわくひろば	なかよしひろば
18日(金)	わくわくひろば	0.1.2歳児との交流会(要予約)
21日(月)	わくわくひろば	なかよしひろば おひなさまの製作はじまり
22日(火)	ひなまつり制作(要予約)	なかよしひろば
24日(木)	わくわくひろば	なかよしひろば
25日(金)	わくわくひろば	なかよしひろば
28日(月)	わくわくひろば	休

※浜坂子育て支援センターの「わくわくひろば」、温泉子育て支援センターの「なかよしひろば」は

未登録の方や妊婦の方にもご利用いただけます。

※登録は随時受け付けています。

※都合により日程を変更することがあります。



まちの子育てひろば（2月）

ひろば名	期日	場所	内容	申込期限	申込先
諸寄まちの子育てひろば	8日(火) 午前10時～	明星認定こども園	手づくりおもちゃ を作りましょう	申込不要	明星認定こども園 TEL 82-4831
大庭まちの子育てひろば	17日(木) 午前10時～	大庭認定こども園	体を動かして遊ぼう	14日(月)	大庭認定こども園 TEL 82-1239
いちごくらぶ	12日(土) 午前10時～	浜坂東小学校体育館2階 ミーティングルーム	音楽あそび	9日(水)	いちごくらぶ TEL 080-8525-5093
紙ふうせん	9日(水) 午前11時～	ゆめっこ認定こども園	絵本の読み聞かせ	申込不要	新温泉町社協温泉支部 TEL 92-1866
はまさかの里		(お休み)			特別養護老人ホームはまさかの里 TEL 82-5533

介護予防サポーター募集！！

介護予防サポーターとは、自分の健康に関心を持ち、身近な問題として健康づくりや介護予防などについて学び、健康づくりの活動に積極的に参加したり、地域に健康づくりや介護予防の輪を広げていく人のことをいいます。

自分や家族のために「健康づくりや介護予防のヒントを学びたい」「体操を学びたい」「空いた時間でボランティアがしたい」など、健康づくりや介護予防に興味のある方にお勧めの講座です。

講座を修了した方は、介護予防サポーターとして、地域で実施されている「いきいき百歳体操」などで活躍されています。



いきいき百歳体操の血圧測定や体力測定、参加時のフォローなどサポーターさんの力で通いの場の活動が支えられています

研究結果より、地域で役割をもって活動をしている人は、その他の人に比べて元気に過ごしている人が多いということが分かっています。

⇒介護予防サポーターの活動自体が、ご自身の介護予防にもつながります！！

▶講座予定日・予定内容

※1クール4回シリーズです。

回	日時	内容
1	2月16日(水) 午前9時30分～正午	介護予防の基礎知識、全体像
2	3月2日(水) 午前9時30分～正午	いきいき百歳体操について、介助法
3	3月9日(水) 午前9時30分～正午	認知症の理解と対応、脳元気ゲーム
4	3月16日(水) 午前9時30分～正午	仲間づくり・地域づくりの輪を広げよう！

▼ところ 町民センター2階集会室

▼対象 介護予防に興味のある方
以前受講途中の方

▼受講料 無料

▼定員 30名(先着順)

▼申込期限 2月7日(月)

▼申込み・問合せ

地域包括支援センター TEL 82-5623

令和3年度子育て世帯への
臨時特別給付金(一括10万円給付)

国が決定した、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた子育て世帯への支援として、臨時特別給付金を支給します。

▼支給額 児童1人あたり10万円

▼対象児童 0歳～18歳(平成15年4月2日生まれ)までの児童

※新生児は令和4年3月31日生まれまで

▼支給対象者

(1) 令和3年9月分の児童手当受給者(特例給付受給者を除く)

(2) 令和3年9月30日時点で高校生の児童を養育する保護者

(3) 令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の保護者

▼申請について 公務員、高校生のみを養育している保護者の方、及び新生児の保護者の方は申請が必要です。

▼申請期限 令和4年3月15日(新生児は随時受付)

※(1)の支給対象者へは、令和3年12月27日に給付金を振込済みです。(公務員以外)

※養育する児童が町内に住民票を有しない場合は、お問い合わせください。

▼問合せ 健康福祉課 福祉係

TEL 82-5620

税務署からのお知らせ

申告書作成会場の開設

豊岡税務署では、次のとおりの申告書作成会場を開設します。

▼とき 2月16日(水)～3月15日

(火)の平日午前8時30分～午後4時

※感染リスク軽減のため、次の事項についてご理解とご協力をお願いします。

- ・ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Taxによる申告をご検討ください。
- ・申告会場への入場には「入場整理券」が必要です(整理券は税務署で当日発行LINEで事前発行可)。
- ・入場整理券の発行状況によっては、後日の来場をお願いすることもあります。
- ・医療費控除を受けられる方は、医療費の明細書をご持参ください。
- ・申告会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具等をご持参ください。

**e-Taxが
さらに便利に!**

▼ICカードリーダーライターなしで

e-Tax!

パソコンの画面に表示された2次元

※各種イベント、講習会等は新型コロナウイルス感染症の状況により、中止もしくは内容等を変更する場合があります。

バーコードをスマホ(マイナンバーカード読み取り対応機種)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます。

▼スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動で入力されます。



医療費控除の明細書の提出義務化

医療費控除をされる際には、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

問合せ

豊岡税務署 個人課税第1部門

TEL (0796) 22-2144

全国一斉生活保護相談会

司法書士による「全国一斉生活保護相談会」あきらめる前に相談を!

その一歩が命をつなぐ「開催のお知らせ」。兵庫県青年司法書士会と全国青年司法書士協議会は、生活保護に関する電話相談会を開催します。

▼とき 1月30日(日)

午前10時～午後4時

▼当日専用電話番号 (0120) 052-088(フリーダイヤル)

相談料は無料です。秘密厳守

▼問合せ 兵庫青年司法書士会

TEL (072) 767-1705

ユートピア浜坂施設 改修工事に伴う休館

ユートピア浜坂の施設改修工事を実施します。工事期間中はご迷惑をお掛けしますが、休館とします。ご理解とご協力をお願いします。

▼期間 2月14日(月)～

4月28日(木)

▼工事内容 空調設備、ろ過設備、受変電設備の改修工事

▼問合せ ユートピア浜坂

TEL 82-5080

健康福祉課 TEL 82-5620

募集

「冬季夢オリンピックピック」 参加者募集

誰でも気軽に雪上競技や陸上競技に親しむ、地域ぐるみで参加してみることを目的に開催します。

▼とき 2月5日(土)

午後1時～4時

▼ところ 照来小学校グラウンド

※雪がない場合、照来小学校体育館

▼対象 町内の小学生、中学生、高校生、各種学生、保護者及び地域住民

▼参加方法 開会時間までに会場に集合

※申込み不要

※1月23日(日)から当日まで体温計測と体調管理をお願いします。

▼活動プログラム等

パシユート・ストラックアウト、

フリスビー・キャッチ、雪玉入れ、スノーフラッグス、雪積み

タワリレー、バランスボード、

大タイヤ投げ、雪上綱引き

▼問合せ

生涯教育課 TEL 82-5629

健康福祉課 TEL 82-5620

生涯教育課 TEL 82-5629

健康福祉課 TEL 82-5620

生涯教育課 TEL 82-5629

健康福祉課 TEL 82-5620

I N F O R M A T I O N

新温泉町ミニバスケット ボール交流大会・教室

放課後子ども教室活動の1年間の成果を発揮するとともに、地域住民や他地区児童との親睦・交流を図る機会として開催します。

▼とき 2月23日(水・祝)

午前8時45分～午後1時30分

▼ところ 浜坂北小学校体育館

▼対象 小学校1～6年生

※町内の小学生

▼募集チーム 4チーム(先着順)

※チーム編成は5名以上

※男、女、混成チームでの申込可

▼参加費 1人500円

(1日イベント保険料含む)

▼ふれあいバスケットボール教室

交流大会終了後に実施(参加費無料)

◇講師 町内バスケットボール指導

者、放課後子ども教室協働活動支

援員

▼対象 町内小・中学生(当日午前

10時受付・先着30名)

午前11時15分～午後0時15分ごろ

▼申込方法 所定の申込用紙に必要

事項を記入し、申し込む。

▼申込期限 2月16日(水) 必着

▼申込み・問合せ

生涯教育課 Tel.82-5629

令和4年度 地域に学ぶ 「トライやる・ウィーク」 受け入れ事業所募集

令和3年度地域に学ぶ「トライヤ

る・ウィーク」は、新型コロナウイルス感染症拡大が危惧される中ではありましたが、多くの事業所に「理解・ご協力をいただき、5日間の活動を6月4日に無事終了しました。本年度は町内42の事業所より多大なご協力を賜り、111名の生徒が職場体験をさせていただきました。ありがとうございます。生徒たちは、事後のアンケート調査で「自ら考えて行動すること」「働くことの大切さ」「厳しさ、楽しさ」や「コミュニケーション」の重要性を実感したと答えています。

また、本事業は、町の先人や地域の方々、モノや産業と直接ふれあう体験活動を通して、ふるさとの温もりを直接肌で感じる貴重な機会でもあります。自らの将来を見据えるとともに、ふるさとの良さを再認識する大変有意義な体験になりましたことを、改めて感謝申し上げます。生徒たちは、変化の激しい時代を生き抜く「生きる力」を身につけ、勤労観・職業観を形成し、様々な課

題に柔軟かつたくましく対応できる力を高め、社会的自立に向けたキャリア発達を支援することで、将来の新温泉町を支える重要な役割を担っていきます。

令和4年度も、地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業を、5月30日(月)から5日間実施の予定です。これまで受け入れていただきました事業所については、すでに調査票をお届けしています。また、これまで受け入れがない事業所につきましても、令和4年度に受け入れていただける場合は、ごども教育課までご連絡いただくとありがたいと思います。ご協力よろしく願います。

▼申込み・問合せ こども教育課

Tel.82-5627

上山高原ふるさと館

かまくらまつり

雪国ならではの「かまくら」体験。かまくらの中でお餅を焼いて食べられます。かんじきレース、親子ソリレースや雪玉的落しなど雪上アトラクションのほか、もちつき体験やぜひ無料サービスもあります。ソリ遊びや雪だるま作りも楽しめます。

※積雪量によって内容変更あり。

▼とき 2月12日(土)

午後0時30分～3時

▼参加費 無料

※申込み不要・当日参加可能

かんじきハイキング

「かんじき」をはいて自然観察をしながら、滝を目指して歩きます。そこは動物たちの楽園でテン、イタチ、ウサギなど多くの動物たちが自由に歩き回り足あとを残します。また、冬でも活動する小さな昆虫を観察することも出来ます。

※大雨、大雪などの場合、コース変更または中止もあります。

※要予約。持ち物・詳細はお問い合わせください。

▼とき 2月13日(日)

午前9時30分～午後3時

▼参加費 大人 2000円

小中学生 1000円

別途、かんじき等使用料300円

▼定員 先着30名(小学5年生以上対象)

▼申込期限 2月6日(日)

申込み・問合せ

上山高原ふるさと館

Tel.99-4600

**但馬文教府みてやま学園
オープンキャンパス
参加者募集**

但馬文教府で「新しい出会い」「生きがい」を見つけてませんか！

▼とき 1月14日(金)、28日(金)
2月4日(金)

▼ところ 但馬文教府(豊岡市妙楽寺41-1)

▼公開内容 専門講座、クラブ活動、自治会活動「新春放談・交流会・クラブ発表会」等

▼申込方法 各実施日の前日までに但馬文教府へ申込書持参、もしくは電話、またはFAX

▼問合せ 但馬文教府
TEL(0796)22-4407
FAX(0796)23-0998

**但馬長寿の郷いきいき
教室受講生募集**

令和4年度の受講生を募集します。

▼開講教室 ①陶芸、②木工、③絵てがみ、④粘土工芸、⑤手づくりパン、⑥歌謡、⑦押し花、⑧仏像彫刻、⑨水彩画

▼詳細は、お問い合わせください。
▼申込期限 2月25日(金)

※各種イベント、講習会等は新型コロナウイルス感染症の状況により、中止もしくは内容等を変更する場合があります。

▼申込み・問合せ
但馬長寿の郷づくり協議会
TEL(079)662-8456

第28回高齢者交流会

▼とき 2月16日(水)
午前10時～午後1時

▼ところ 文化会館2階大会議室

▼内容
①健康講座(健康福祉課職員)
②防犯講座(美方警察署職員)
③人権啓発ビデオの上映
④手作り昼食会(郷土料理研究会・ボランティア)

▼対象者 70歳以上の方 どなた様でもお越しください。

▼参加費 一人500円(昼食代として)
※参加費は申込み時に文化会館までお願いします。

※来館前に各自で体温を測定してお越しください。
※体温が37.5度以上ある場合は参加をご遠慮ください。

※館内では必ずマスク着用をお願いします。

▼申込期限 2月4日(金)
▼問合せ・申込み
文化会館 TEL82-3328

多文化理解ワークショップ

外国ルーツの人々の立場で考えてみよう！新温泉町にも100人以上の外国人ルーツの方が暮らしています。そんな共に暮らす仲間、陸衛敏さんの話を聞き、多様な考えを知り、相互理解を深めるためのワークショップを開催します。

▼とき 2月11日(祝・金)
午後1時30分～4時30分

▼ところ 多目的集会施設ホール

▼定員 20名

▼対象 中学生以上ならどなたでも

▼参加費 無料

▼講師 飛田勘文先生(芸術文化観光専門職大学)

▼申込み QRコードもしくは
090-3688-4200

担当 松岡千都



蟲蟲(むしむし)フェス

鳥取で日夜情熱的に研究をしている選りすぐりの学生たちの夢の共演！生き物の研究ってどんなことをしているのかな？1日限りの参加型イベント！今まで知らなかった世界へようこそ！

▼とき 2月26日(土)
午前10時～午後3時

▼ところ 浜坂先人記念館以命亭

▼参加料 200円(材料代)

※申込み不要！お好きな時間にお越しください。学生さんたちが虫、鳥、哺乳類、様々な体験コーナーを用意してお待ちしています。

▼問合せ 電子メール
geosen.s.tankyu@gmail.com
090-3688-4200
担当 松岡千都



麒麟のまち 婚活サポートセンター

エリアが拡大されて更にパワーアップした「麒麟のまち」の本気の婚活プロジェクト。

行政・民間・住民を巻き込んで、まじめに楽しく、皆さんにこれからも最強の出会いの場を提供します♪

毎月婚活イベントを開催
参加者のニーズに合わせ、幅広い内容のイベントを開催！
イベント開催内容やイベントレポートを、随時ホームページ・会員限定メールマガジンにて受け取れます。

2月の各種相談

	日	時間	場所	問合せ
行政相談	2日(水)	午前9時～11時30分	町民センター	総務課 総務係 TEL 82-3111
	16日(水)		サンシーホール浜坂	
人権相談	2日(水)	午前9時～11時30分	文化会館	総務課 総務係 TEL 82-3111
			町民センター	
身障相談	16日(水)	午後1時30分～3時30分	保健福祉センター すこやか～に	健康福祉課 福祉係 TEL 82-5620
暮らしと仕事の相談	8日(火)	午後1時～3時	保健福祉センター すこやか～に	ひょうご暮らしと仕事のよりそい支援センター TEL (090)7880-4407
	15日(火)		サンシーホール浜坂	
就労相談	3日(木)	午後1時～5時	サンシーホール浜坂	若者サポートステーション豊岡 TEL (0796)34-6333
起業相談	10日(木) 24日(木)	午前9時～11時30分	サンシーホール浜坂	サンシーホール浜坂 TEL 82-1735
法律相談	12日(土)	午後1時～4時	浜坂多目的集会施設	兵庫県司法書士会但馬支部 TEL (0796)23-7817 ※相談会受付専用(平日のみ)
		司法書士による無料法律相談 ※予約制(相談日の2日前の午後5時までに予約)		
土地家屋相談	19日(土)	午後1時30分～4時	豊岡市民プラザ	兵庫県土地家屋調査士会但馬支部 TEL (0796)23-3860
		土地家屋調査士による無料相談 ※予約制(相談日前日の午後5時までに予約)		

※相談場所が2会場あるものは、都合のよい会場(相談日)を利用ください。

2月の行事予定

日	時間	行事名	会場	担当課
5日(土)	午前10時～	スキー教室(第5回)	県立但馬牧場公園	牧場公園課
	午前10時～	かきもちづくり	浜坂多目的集会施設	生涯教育課
	午後1時～	冬季夢オリンピック	照来小学校	生涯教育課
6日(日)	午前9時30分～	雪まつり	県立但馬牧場公園	牧場公園課
10日(木)	午前8時～正午	浜坂温泉排泥	浜坂地区	上下水道課
12日(土)	午前10時～	スキー教室(第6回)	県立但馬牧場公園	牧場公園課
	午後0時30分～	かまくらまつり	上山高原ふるさと館	商工観光課
13日(日)	午前9時30分～	かんじきハイキング	海上地区	商工観光課
16日(水)	午前10時～	第28回高齢者交流会	文化会館	生涯教育課
		税の申告相談(～3/15)	浜坂多目的集会施設、町民センター	税務課
	午前9時30分～	介護予防サポーター養成講座(第1回)	サンシーホール浜坂	健康福祉課
	午前9時30分～	とちのみ学園修了式	夢ホール	生涯教育課
17日(木)	午前9時30分～	宇都野学園修了式・閉講式	浜坂多目的集会施設	生涯教育課
19日(土)	午前10時～	スキー教室(第7回)	県立但馬牧場公園	牧場公園課

まちのうごき

12月1日～12月31日届出分 (敬称略)
 (届出の際に申し出のあった方のみ掲載しています)

うぶごえ

住所	氏名	保護者	出生日

ご冥福をお祈りします

住所	氏名	年齢	死亡日

児童手当の手続きはお済みですか

出生時や転入時に手続きはされていますか。中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している方で、現在、児童手当を受給していない方は、お問い合わせください(公務員の方は勤務先にお尋ねください)。

▼問合せ 健康福祉課 福祉係 TEL 82-5620

●まちのうごき● 1月1日現在

	推計人口	住民基本台帳人口	前月比増減
総人口 (人)	12,923	13,633	(-24)
男 (人)	6,136	6,516	(-4)
女 (人)	6,787	7,117	(-20)
世帯数 (世帯)	4,883	5,591	(-2)

▼推計人口

直近の国勢調査の人口を基礎に、住民基本台帳の移動数を加減し、町内に居住していると推計される人口

▼住民基本台帳人口

住民基本台帳に届出により記録されている町民の数

固定資産税第4期
納期限 2月28日(月)
 税務課 TEL 82-3113

↓生徒たちは実際に演技をしながら、自分たちの回答を表現しました。



↑課題にもグループでコミュニケーションを図りながら取り組みます。

↑平田オリザ先生の脚本をベースにストーリーが展開します。



コミュニケーションワークショップ

12月17日、浜坂高等学校で、芸術文化観光専門職大学学長 平田オリザ先生によるコミュニケーションワークショップが開催されました。これは演劇的手法を用いることにより、生徒それぞれの特性に応じた自己の潜在的コミュニケーション能力を引き出し、人間関係形成能力等を育むことを目的におこなわれているものです。

生徒たちはグループに分かれ、汽車の中での展開されるストーリーの中で、登場人物の人物像等を考えながら、「どのように話しかけて、きっかけを作るか」の答えを演技で表現しました。

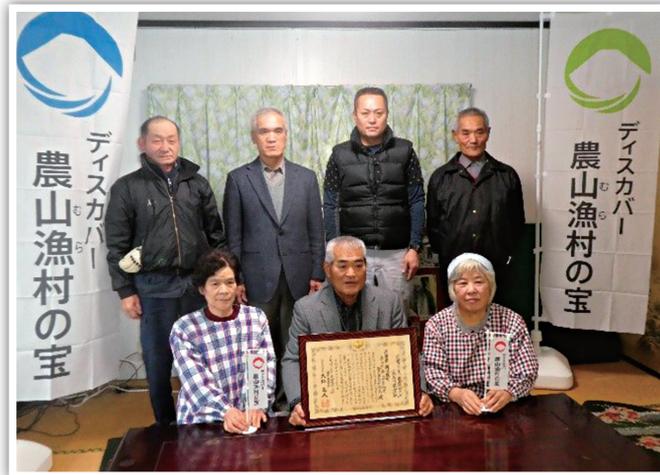
あさぼらけ〜



小中学生に楽しみながら古歌への関心を持ってもらおうと、小倉百人一首を使って行っている「第16回新温泉町青少年新春かるた大会」を1月8日、夢ホールで開催しました。昨年は新型コロナウイルス感染症対策の関係で中止しており、2年ぶりの開催となった。

種目は、個人で対戦する「チラシ」のみとし、今年の小中学生17人が参加し、学校や自宅で取り組んできた練習の成果を発揮しました。競技が始まると読み手の声に集中し、絵札の取り合いに静かな熱戦が繰り広げられました。

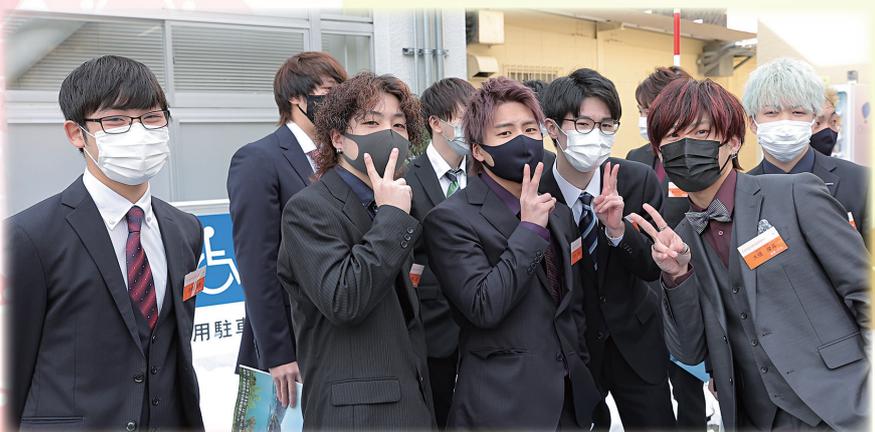
近畿「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」



農林水産省近畿農政局が、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより、地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良事例をたたえる近畿「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」に、本年度は海上区(海上営農組合、うみがみ元気村組合)が選定され、12月22日にうみがみ元気村で選定証の授与が行われました。

選定証授与のあと、近畿農政局の三浦晃地方参事官とうみがみ元気村組合の役員で今までの取組や地域の現状、今後の目標等について意見交換を行いました。

成人おめでとう!!



～令和4年の成人式～ 132人が大人への第一歩を踏み出す

